



元坝樋門(台通・川通用水路)

◆ 目 次 ◆

○ご挨拶	P 2. P 3
○臨時総代会、令和 5 年度決算	P 4. P 5
○通常総代会、令和 6 年度事業報告	P 6～P 8
○令和 7 年度予算	P 9
○お知らせ	P 10～P 12

ご 挨拶



理事長の谷口でございます。広報の発行にあたり組合員の皆様にご挨拶を申し上げます。

日頃より当改良区の業務運営並びに各種事業の推進に対し格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、茨城県県南農林事務所、管内各市、そして茨城県土地改良事業団体連合会等、関係機関の皆様にも、特段のご支援ご協力を頂き御礼を申し上げます。

さて、去年は価格低迷が続いていた米価が約半世紀ぶりに高騰し、農業従事者にとっては苦労が報われた年となりました。ただ、農業農村を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いており、物価高騰による肥料や燃料費、資材等コストの増加が農業経営に大きな影響を及ぼしています。今後、生産者・消費者双方が納得できる持続的な生産システムを構築する必要があります。

国内の農政において、中長期的な農業施策を示す食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正されました。食料安全保障の確保を基本理念とし、農業の持続的な発展や農村の振興等が掲げられて

福岡堰土地改良区 理事長 谷口 眞一

おり、担い手等の農業者が今後も安心して営農を続けることができるよう、農業が魅力ある産業として発展するとともに、農村地域の未来が明るいものになることを期待しております。

次に、今年度の主な実施事業について、当改良区発注分の県単土地改良事業として、福岡堰十二期地区、谷原領五期地区、双葉三期地区、常陸谷原地区と内郷工事を予定しております。また、県営事業として、地盤沈下対策事業小貝東部2期地区では引き続き川通水路等の幹線水路工事を、経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区では排水路、農道工事を実施する予定です。伊奈北部地区の排水路整備は今年度完了予定となっておりますので、引き続き関係役員・総代・地元組合員の皆様のご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

当改良区としては、今後も維持管理費の負担軽減に向けた補助事業の導入や土地改良事業の計画的な推進のため、関係機関と連携を図りながら国等への要望活動を実施し安定的な予算の確保に努めてまいります。

最後になりましたが、組合員の皆様そして各関係機関の皆様のご健勝と更なるご発展をご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。



茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 岡野 祐一

茨城県県南農林事務所土地改良部門長の岡野でございます。昨年度に引き続きましてどうぞよろしくお願い致します。

福岡堰土地改良区の皆様には、日頃より本県の農業振興並びに土地改良事業の推進にあたりまして、特段のご支援とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、県におきましては「茨城農業の将来ビジョン」を策定し、中長期的な視点に立った課題や方向性を示すと共に、意欲ある担い手が牽引する収益性の高い農業構造を実現するため、経営規模の拡大や農林水産物の高付加価値化、海外への販路拡大など

各種施策に取り組んでいるところでございます。

特に土地改良事業を実施する地域におきましては、意欲ある担い手への農地の集積・集約を図ると共に、地域の皆様と一緒に考える「将来の営農構想」に基づき、大規模経営体の育成や有機米などの特色ある米づくり、水田の汎用化による高収益作物の導入などを推進しております。また、農業の持続的な発展のためには農業・農村の強靱化、インフラの長寿命化が不可欠となっております。近年、記録的な大雨などによる水害リスクの増大が懸念されていることから、防災・減災対策として老朽化した農業水利施設の長寿命化対策を行うと共に、流域全体で取り組む治水対策が重要となっております。中でも、水田が持つ雨水を貯める機能に着目し

た「田んぼダム」は営農をしながら地域の治水に貢献できることから、本県におきましても「田んぼダム」の取組を支援するなど積極的に推進を図っているところでございます。

続きまして、福岡堰土地改良区管内で実施しております県営事業について、ご紹介させていただきます。経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区、伊奈北部2期地区におきましては、引き続き排水路工事と共に残る農道工事を予定しております。次に、地盤沈下対策事業小貝東部2期地区におきましては、引き続き川通水路等の改修工事を予定しております。なお、地盤沈下対策事業福岡堰4期地区につきましては、3月に最後の用水路工事等が

完成し事業が完了しました。これまで工事にご協力を頂きました地元の皆様には改めて感謝を申し上げます。

福岡堰土地改良区管内におかれましては、旧谷和原村地内の老朽化した排水路の改修等、課題もあるとお聞きしております。当事務所としましては、事業の早期完了と効果発現を図るため、必要な予算の確保と効率的な執行に努めて参りますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして挨拶と致します。



茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 長洲 裕之

昨年度より引き続きまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所長を務めることとなりました長洲でございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

谷口理事長をはじめ、福岡堰土地改良区の皆様方には、常日頃より本会の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、多大なるご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、能登半島における地震及び豪雨災害をはじめ、暑さも災害級となるなど、単なる異常気象とは呼べないほど、災いの多い一年でありました。多くの施設を抱える土地改良区にとっては、非常に大きな課題を持って励んでいる状況だと思います。本会にとっても災害は大きな問題であり、昨年は石川県の被災地の早期復旧のため、災害応援派遣にて支援を行って参りました。東日本大震災と同様、現地は大きな被災を抱えており、本会としましては引き続き、復旧支援に協力して参りたいと考えております。いつ何時、大きな災害が降りかかるかもしれない意識をもって、常日頃より対応できるようにしておくことが望ましいと思います。

さて、農業を取り巻く情勢は、「食料・農業・農村基本法」の制定から四半世紀が経過する中で、大きく変化してきました。国内では少子高齢化による担い手不足など、様々な課題に直面しています。

また、国外に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとした国際情勢は、依然不透明な状況が続いており、国際的に食料需給が不安定化する中で、物価は高騰し続け、食料安全保障上のリスクは高まっています。

国では、農政の憲法となる「食料・農業・農村基本法」の改正法が、昨年の6月に施行され、「食料安全保障の強化」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」等を図るため、農業の構造転換の実現に向けた施策を、初動の5年間で集中的に実行することとしており、特に生産基盤となる農地の大区画等を行う農業農村整備の推進が重要であります。

国の農業農村整備事業関係予算につきましては、令和6年度補正予算と令和7年度当初予算を合わせて、6,500億円が確保されております。しかしながら、農業農村整備事業を計画的に実施する為には、年度当初予算をしっかりと確保することが必要不可欠であります。

国、県の関係機関と連携を図りながら、会員の皆さまのお力添えをいただき、農業農村整備をさらに推進して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

今年は巳年で、蛇を表し、脱皮を繰り返しながら成長していく生き物で、巳年には新しい可能性が開ける年、発展や飛躍が期待されると言われています。私も新たな飛躍ができる年になるよう研鑽を重ね、皆様方のご期待にそえるよう、本会としての役目を果たしていく所存であります。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

臨時総代会開催

令和6年10月8日(火)、つくばみらい市伊奈公民館において、臨時総代会が開催され、つくばみらい市十和地区の松島 功総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



第 1 号議案 令和5年度事業報告、会計収入支出決算、貸借対照表、財産目録の承認について

第 2 号議案 土地改良施設の払下げに係る契約締結について

第 3 号議案 令和6年度賦課金の賦課基準及び徴収方法の議決中、一部変更について

第 4 号議案 令和6年度一般会計収入支出補正予算(案)の議決について

農地の貸し借りお任せください!

後継者もいないので、農地を貸したい!

施設野菜に特化するので、田んぼを任せたい。

相続した農地だれか作ってくれないかなー

農地を貸したい **出し手**

●規模縮小 ●経営転換 ●農地相続
でお困りの方。

貸付

借受と転賃

**茨城県
農地中間
管理機構
(農地バンク)**

経営規模を拡大したい!

農地をまとめて、耕作したい!

農地を借りたい **受け手**

●規模拡大 ●新規参入
をお考えの方。

貸付(転賃)

※借り受ける農地には基準があります。

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構 ☎029-350-8687

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 水戸市上国井町3118-1

■ホームページ <http://ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



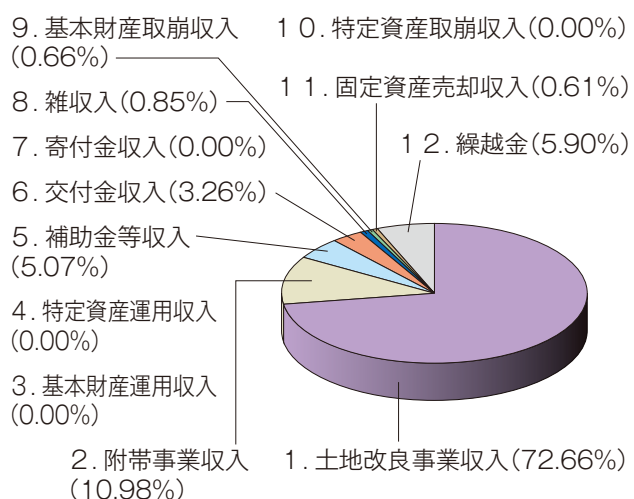
令和 5 年度決算について

一般会計

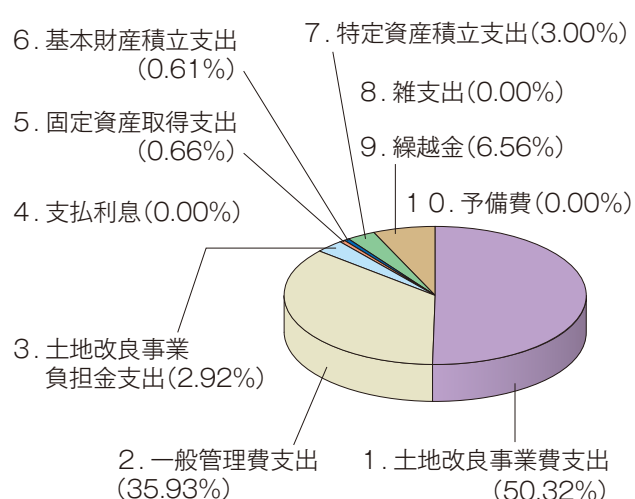
(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 土地改良事業収入	2 2 8, 6 6 2, 2 4 8	1. 土地改良事業費支出	1 5 8, 3 6 1, 2 2 6
2. 附 帯 事 業 収 入	3 4, 5 4 3, 8 6 4	2. 一般管理費支出	1 1 3, 0 7 1, 2 9 0
3. 基本財産運用収入	6, 8 0 3	3. 土地改良事業負担金支出	9, 1 7 4, 9 8 2
4. 特定資産運用収入	1 4, 0 4 7	4. 支 払 利 息	0
5. 補 助 金 等 収 入	1 5, 9 5 8, 0 0 0	5. 固定資産取得支出	2, 0 8 0, 0 0 0
6. 交 付 金 収 入	1 0, 2 6 0, 0 0 0	6. 基本財産積立支出	1, 9 2 3, 2 1 5
7. 寄 付 金 収 入	3, 7 4 0	7. 特定資産積立支出	9, 4 3 6, 7 3 9
8. 雑 収 入	2, 6 7 3, 7 6 0	8. 雑 支 出	0
9. 基本財産取崩収入	2, 0 8 0, 0 0 0	9. 繰 越 金	2 0, 6 4 2, 1 8 3
10. 特定資産取崩収入	0	10. 予 備 費	0
11. 固定資産売却収入	1, 9 1 6, 4 1 2		
12. 繰 越 金	1 8, 5 7 0, 7 6 1		
計	3 1 4, 6 8 9, 6 3 5	計	3 1 4, 6 8 9, 6 3 5

収 入



支 出



通常総代会開催

令和 7 年 3 月 26 日（水）、つくばみらい市伊奈公民館において、通常総代会が開催され、つくばみらい市谷井田地区の堤 徳明総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り可決決定されました。



- 第 1 号議案 福岡堰土地改良区総代補欠席次決定について
- 第 2 号議案 令和 6 年度土地改良施設維持管理適正化事業施行議決中、一部変更について
- 第 3 号議案 令和 6 年度県単土地改良事業施行議決中、一部変更について
- 第 4 号議案 令和 6 年度地区除外等決済金積立金の運用処分の変更について
- 第 5 号議案 令和 6 年度一般会計収入支出補正予算（案）の議決について
- 第 6 号議案 土地改良施設の交換に係る契約締結について
- 第 7 号議案 令和 7 年度県単土地改良事業の施行について
- 第 8 号議案 地区除外の議決について
- 第 9 号議案 令和 7 年度賦課金の賦課基準及び徴収方法の議決について
- 第 10 号議案 令和 7 年度地区除外等決済金積立金の運用処分について
- 第 11 号議案 令和 7 年度一般会計収入支出予算（案）の議決について
- 第 12 号議案 令和 7 年度予算内一時借入金限度額の議決について
- 第 13 号議案 令和 7 年度余裕金の預入先の議決について

令和 6 年度事業報告について

◆ 県営地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区 ◆

工 事 名	工 事 内 容（m）			
川 通 用 水 路 第 6 工 区	用水路工	L = 106.7	三面水路	4.7 × 1.7



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 川通用水路 施工前(左)・施工後(右)

◆県営経営体育成基盤整備事業 伊奈北部地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
排水路護岸工事その 1 3	排水路工	L = 205.8	排水フリーム	0.6 × 0.9



県営経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区 板橋地先 施工前(左)・施工後(右)

◆ 県 単 土 地 改 良 事 業 ◆

地 区 名	工 事 内 容	
福岡堰十一期地区	安全施設復旧工	L = 193.3 m
谷原領四期地区	道路横断排水暗渠改修工	N = 5 箇所
双葉二期地区	排水路護岸補修工	L = 410.4 m

◆土地改良施設維持管理適正化事業（第 4 4 ・ 4 8 期生）◆

工 事 名	工 事 内 容
新 川 機 場 ・ 下 萱 場 機 場 補 修 工 事	ポンプ設備補修工 N = 2 箇所
豊 体 除 塵 機 補 修 工 事	除塵機補修工 N = 1 基



土地改良施設維持管理適正化事業

第 4 4 期生新川機場

第 4 8 期生豊体除塵機

◆ そ の 他 の 工 事 ◆

種 別	工 事 内 容
内 郷 工 事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
特 別 工 事	安全施設復旧工、道路横断排水暗渠改修工
施 設 破 損 復 旧 工 事	用水路・安全施設復旧工
農 地 転 用 工 事	用排水路護岸工、出入口暗渠工



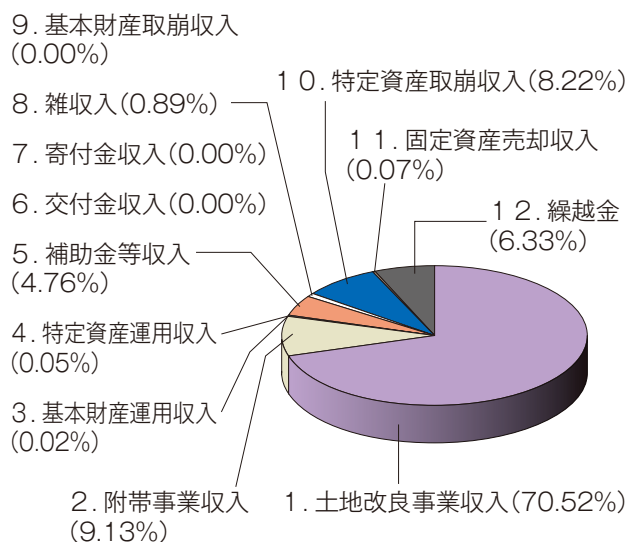
令和 7 年度予算について

一般会計

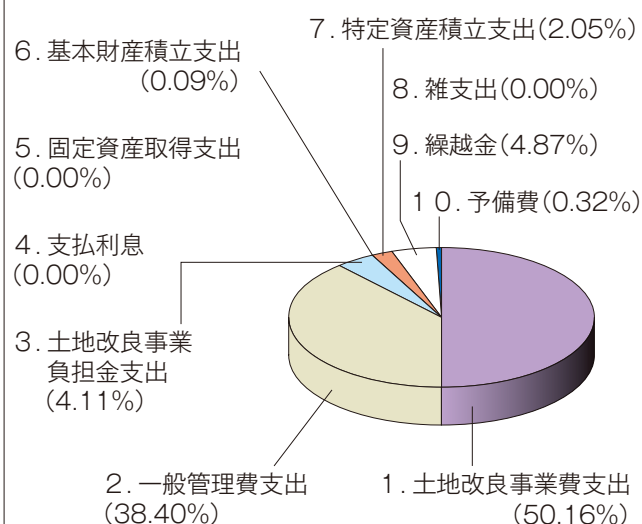
(単位: 円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 土地改良事業収入	2 2 2, 9 3 7, 0 0 0	1. 土地改良事業費支出	1 5 8, 5 7 9, 0 0 0
2. 附 帯 事 業 収 入	2 8, 8 7 0, 0 0 0	2. 一般管理費支出	1 2 1, 4 0 4, 0 0 0
3. 基本財産運用収入	6 6, 0 0 0	3. 土地改良事業負担金支出	1 2, 9 8 4, 0 0 0
4. 特定資産運用収入	1 6 9, 0 0 0	4. 支 払 利 息	1, 0 0 0
5. 補 助 金 等 収 入	1 5, 0 4 3, 0 0 0	5. 固定資産取得支出	4, 0 0 0
6. 交 付 金 収 入	1, 0 0 0	6. 基本財産積立支出	2 9 4, 0 0 0
7. 寄 付 金 収 入	1, 0 0 0	7. 特定資産積立支出	6, 4 6 9, 0 0 0
8. 雑 収 入	2, 8 0 8, 0 0 0	8. 雑 支 出	1, 0 0 0
9. 基本財産取崩収入	1, 0 0 0	9. 繰 越 金	1 5, 3 8 9, 0 0 0
10. 特定資産取崩収入	2 6, 0 0 1, 0 0 0	10. 予 備 費	1, 0 0 0, 0 0 0
11. 固定資産売却収入	2 2 8, 0 0 0		
12. 繰 越 金	2 0, 0 0 0, 0 0 0		
計	3 1 6, 1 2 5, 0 0 0	計	3 1 6, 1 2 5, 0 0 0

収 入



支 出



お知らせ

こんな時には申請が必要です！

農地を農地以外へ転用するとき

★地区除外申請書 ★施設使用承認申請書

申請の受付は毎月月末締切で翌月20日頃に
意見書等を交付します。

意見書等の交付の際に決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務付けられており、残された農地が将来過重な負担にならないようにするためのものです。

公共事業用地として、買収等される場合も同様に決済金の納入が必要となります。手続きをしないと賦課されますのでご注意ください。

浄化処理水等を放流するとき

★施設使用承認申請書

申請の受付は随時で後日承認書を交付します。

排水路は農業排水が目的であり、公共下水等の設備が無く、浄化槽を通して雑排水等を放流する場合には、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

※各種手続きに伴う申請書等はホームページから印刷できます。

お悔やみ

つくばみらい市東地区 総代

山田 治 様

令和6年10月 ご逝去

つくばみらい市小張地区 総代

前澤 彰一 様

令和7年2月 ご逝去

生前、当土地改良区の運営及び土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

▼総代補欠選挙について

総代の欠員に伴う補欠選挙が執行され、次の方が当選し、就任されました。残任期間当土地改良区の発展のため、ご尽力を頂くことになりました。

第7区 つくばみらい市東地区 大野 春律 様 令和6年11月21日就任

第8区 つくばみらい市小張地区 吉田 尚夫 様 令和7年3月21日就任

★新規採用職員募集★

令和 7 年度内又は令和 8 年度新規採用職員を募集します。

- ◆募 集 職 種：一般事務（工務管理部門）
- ◆仕 事 内 容：用排水施設の維持管理
農業土木に関する測量、設計、施工管理等の業務
- ◆採 用 年 月 日：随時採用
- ◆採 用 人 数：若干名
- ◆受 験 資 格：平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた方で高等学校以上の学校を卒業した方
（卒業見込みの方を含む）
※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から年齢制限を定めています。
- ◆申 込 期 間：随時募集（市販履歴書 A 4 にて受付）
- ◆受 付 時 間：午前 9 時～午後 5 時（土、日、祝日を除く）
- ◆試 験 日：一次試験＝書類選考
二次試験＝面接試験（一次試験合格者に別途通知）
※二次試験実施後 10 日以内に採用可否通知
- ◆試 験 会 場：福岡堰土地改良区事務所
- ◆問い合わせ先：福岡堰土地改良区庶務課
※詳しくは、当改良区ホームページの試験案内をご確認ください。

福岡堰土地改良区

検索



▼管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当改良区管内には多数の用排水路があり、円滑なかんがいをする為、毎年 2 回の藻刈り及び堤塘草刈りを組合員皆様のご協力により実施しておりますが、本年は下記日程により執行して頂けますよう何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

第 1 回目 6 月 1 日（第 1 日曜日）翌日検査

第 2 回目 7 月 27 日（第 4 日曜日）翌日検査

※用排水の通水を妨げないよう水路内へ草が落ちてしまった場合には、取り除いて頂きますようご協力をお願い致します。

※近年刈払機等による事故が増加しておりますので事故や怪我には充分注意して頂き、万一の場合には当改良区へご連絡をお願い致します。

茨城県つくばみらい市福岡1546番地

福岡堰土地改良区

T E L 0 2 9 7 - 5 2 - 4 2 3 2

F A X 0 2 9 7 - 5 2 - 6 3 4 8

H P <http://www.fukuoka-suiri.or.jp>

E-mail info@fukuoka-suiri.or.jp

庶務課＝庶務全般、換地関係

経理課＝会計、賦課徴収関係

工務管理課＝工事全般、用水配分関係

ホームページのご利用について

当改良区ではホームページを開設しております。こちらでは組合員の皆様へのお知らせに加え、当区の運営状況、沿革や概要等も掲載しておりますので、ご利用頂けたら幸いです。また、**各種手続きに伴う申請書等を印刷することも出来ますのでご利用下さい。**